

土木部

No. 4

制度名	河川等災害復旧事業	主管課名	河川課・ 水防災・砂防対策室
		問合せ先	029-301-4490

目的・趣旨 異常な天然現象によって被災した公共土木施設の速やかな復旧を図るため、市町村が維持管理する河川、道路及び下水道等に関わる災害復旧に対して補助を行う。

[対象団体]

市町村

[対象事業]

市町村が管理する河川、道路及び下水道施設等の公共土木施設に関わる災害復旧事業

[補助要件等]

- ・異常な天然現象により生じた災害であること  
(※異常な天然現象：暴風、洪水、豪雨、風浪、高潮、地震など)
- ・被災した施設が災害復旧事業国庫負担法に規定する公共土木施設で現に維持管理されていること
- ・市町村等の地方公共団体が施行するもの

※採択要件

河川災害：警戒水位（氾濫注意水位）以上の水位又は河岸高の5割程度以上の水位  
河川以外の施設災害（道路施設等）：

最大24時間雨量80mm以上の降雨又は時間雨量20mm程度以上の降雨

[対象経費]

災害復旧事業の工事のために直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費の合計額

[補助限度額等]

国の災害査定により決定される。

※事業費は、1箇所の工事費あたり60万円以上であること

(60万円未満は災害復旧事業の適用除外)

[経費負担割合] ※ 激甚災害の指定により補助率の嵩上げあり

区分	国	県	市町村	その他
—	2/3※ <sup>1</sup>	—	1/3	—
[2年度当初予算額] —千円	[2年度補助対象団体] —団体			

[備考]

災害復旧に要する事業費は、国の災害査定により決定される。